

社会福祉法人 設立・運営の手引き

令和7年5月版

高 槻 市

健康福祉部 福祉指導課

※ 社会福祉法人制度に関する主な法令及び通知について

＜社会福祉法人制度に関する主な法令及び通知と本文中での略称（例）＞

1 法

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

2 施行令

社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）

3 施行規則

社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）

4 「審査基準」

「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長、老人保健福祉局長，児童家庭局長連名通知）別紙 1
「社会福祉法人審査基準」

5 「定款例」

上記通知 別紙 2「社会福祉法人定款例」

6 「審査要領」

「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長，社会・援護局企画課長，老人保健福祉局計画課長，児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

7 「制度改革 QA」

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ について」（平成 28 年 6 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

8 「ガイドライン」

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長 老健局長 ）別紙「指導監査ガイドライン」

9 「会計省令」

社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）

10 「運用上の取扱い」

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号他 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知）

11 「留意事項」

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号他 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長他連名通知）

12 「入札通知」

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号他 厚生労働省雇用 均等・児童家庭局総務課長他）

社会福祉法人 設立・運営の手引き

目次

【法人の設立について】

第1	社会福祉法人の意義	1
第2	社会福祉法人の設立に向けて	
1	社会福祉法人の設立にあたって	2
2	社会福祉事業一覧表	10
第3	社会福祉法人の設立について	
1	社会福祉法人審査基準	13
2	社会福祉法人審査要領	29
第4	定款の制定について	34
第5	法人設立認可にかかる諸手続きについて	52

【法人の運営について】

第6	申請・届出 について	57
第7	事業運営に係る遵守事項等（制度案内等）	59
第8	法人運営に係る注意事項について	
1	評議員会及び理事会の運営に係る注意事項について	63
2	社会福祉充実計画について	68
3	社会福祉法人の登記事務について	71

【法人の設立について】

第 1 社会福祉法人の意義

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、同法第 2 条に定める第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人です。

社会福祉法人は、営利を目的とするものであってはならないだけでなく、極めて公共性の高い公益法人として適正な運営が強く求められており、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければなりません。

また、その性格から、税制面における特例などの適用を受ける一方で、出資に対する利益の配当が禁止されており、設立の原資は寄附によることとなるほか、事業を継続できなくなった際の残余財産は同種の法人若しくは国庫に帰属することとなることなどが定められています。

第２ 社会福祉法人の設立に向けて

1 社会福祉法人の設立にあたって

(1) 社会福祉法人の所轄庁について【法第30条】

主たる事務所が高槻市内にあり、高槻市内のみでその事業を行う社会福祉法人にあつては、高槻市が所轄庁として設立認可、定款変更等の許認可や届出の受理を行い、運営に関する助言や指導を行うこととなります。

高槻市内で事業を実施する法人であっても、主たる事務所が高槻市以外の区域にある場合や、高槻市以外の区域でも事業を実施する場合は、都道府県（大阪府等）もしくは政令市（大阪市等）が所轄庁となります。

(2) 社会福祉法人の設立認可要件について

ア 法人を設立する必要性【法第22条】

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるもので、具体的な事業の実施計画が策定され、新たに社会福祉法人を設立し事業を実施する必要性が認められることのほか、原則として設立後直ちに社会福祉事業を開始できることが求められます。

そのため、設立に向けての協議や審査は、具体的な事業の実施計画や、実施事業に係る行政機関との協議を踏まえ進めていく必要があります。特に、社会福祉施設の整備事業の多くは、本市で策定する各事業の実施計画により計画的に進められていますので、本市事業担当課等との協議を並行して進めてください。

また、施設整備に際しては、開発関係各課とも十分に協議をしてください。

イ 実施事業【法第2条、26条】

社会福祉法人が実施できる事業は下記のものに限られています。また、社会福祉事業を主たる事業としなければならない、過大な公益事業や収益事業は認められません。

(ア) 社会福祉事業

社会福祉法第2条に限定列举されている事業です。10～12ページに記載しています。

(イ) 公益事業及び収益事業

社会福祉法第26条に規定する事業であり、実施するにあたっては要件を満たす必要があります。

なお、介護保険法や障害者総合支援法に基づく事業であっても、公益事業とされるものもあります。

ウ 基本財産【法第25条】

社会福祉法人は、その財政的基盤として「社会福祉事業を行うに必要な資産」を備えなければならないこととされています。この資産を「基本財産」といい、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有し、基本財産としなければならないこととされています。

なお、施設や事業の種別によっては、不動産の一部に限り民間からの貸与を受けることができる等の資産要件の緩和が図られています。

エ 資金

(ア) 実施事業に係る資金【審査要領】

事業の実施計画を策定する際には、併せて資金計画を策定してください。その際には、各事業に係る利用者負担金、運営費、補助金、委託料、介護保険報酬等の事業収入に係る制度を確認し、社会福祉法人会計基準ほか法令等を遵守することはもちろんのこと、計画的・安定的に資金を確保することができるよう、見通しを立ててください。

なお、施設整備費用や事業運営に要する費用とは別に、年間事業予算の12分の1以上（介護保険法の事業、障害者総合支援法上の障がい福祉サービス又は児童福祉法上の障がい児通所支援若しくは障がい児入所支援の場合は12分の2以上）の資金を運転資金として確保することが必要です。（※介護保険事業の新規事業を伴う法人設立であれば、12分の3以上の運転資金の確保が要件となる場合があります。）

また、法人本部の運営経費に対する補助制度はありません。

(イ) 施設整備に係る資金

建物の建設資金等の一部に、補助金が交付される場合があります。補助金制度は対象施設により異なりますが、自己資金として建設資金等を用意する必要があります。

なお、施設整備資金の借入において、公的融資機関である独立行政法人福祉医療機構を利用することも可能ですが、あくまで「借入金」であり、施設開設後に返済しなければなりません。また、融資限度額や手続きに関する取り決めもありますので、利用を希望する場合は、高槻市及び機構との協議が必要になります。

オ 評議員、役員（理事・監事）【法第31条、39条、43条、45条の35】

社会福祉法人を運営するにあたっては、評議員及び役員（理事・監事）を選任し、評議員による評議員会及び理事による理事会を構成することとなります。

評議員の選任にあたっては評議員選任・解任委員会等による選任手続きを経る必要があります、役員（理事・監事）の選任にあたっては評議員会における選任手続きを経る必要があります。

また、設立時の評議員や役員（理事・監事）、その代表者については定款にお

いて規定することとなります。

なお、評議員や役員（理事・監事）に対し報酬を支給する場合には、評議員についてはその額を定款で定め、役員（理事・監事）については定款にその旨を規定するか評議員会の決議により支給を定めたいうえで、役員等報酬規程を整備し評議員会で承認を得る必要があります。

(ア) 評議員（定款で定める理事の数を超える数）【法第40条、施行規則第2条の7、8】

a 評議員は法人の議決機関である評議員会の構成員です。

なお、評議員会の決議事項は、法令又は定款に定められた事項に限定されます。

評議員は、法人との委任契約に基づき、善管注意義務が課せられています。

【法第38条】

b 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから定款の定めるところにより選任されます。【法第39条】

c 次に掲げる者は、評議員となることができません。【法第40条、施行規則第2条の6の2】

①法人

②精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③社会福祉法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者

④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

d 評議員の特殊関係者【法第40条】

評議員には、各評議員又は各役員（理事・監事）の配偶者及び三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません。

※評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者【施行規則第2条の7】

①当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②当該評議員の使用人

③当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

④前2号に掲げる者の配偶者

⑤第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

⑥当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）

若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

⑦他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

⑧次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

※評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者【施行規則 第2条の8】

①当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②当該役員の使用人

③当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

④前2号に掲げる者の配偶者

⑤第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

⑥当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）

若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える

場合に限る。)

- ⑦他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

e 評議員の兼職【法第40条】

評議員は、当該社会福祉法人の役員（理事・監事）、会計監査人又は職員を兼ねることはできません。

(イ) 理事（6名以上）【法第44条、施行規則第2条の10】

- a 理事は法人の業務執行の意思決定機関である理事会の構成員であり、理事の中から選定された者が法人の代表者（理事長等）となります。

理事会は法人業務の執行機関で、①社会福祉法人の業務執行の決定、②理事の職務執行の監督、③理事長の選定及び解職の職務を行います。

なお、法人の代表権は、理事長のみ有します。

理事には、法人との委任契約に基づく善管注意義務及び忠実義務が課せられるほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務があります。【法第38条、第45条の16】

- b 理事のうちには、次に掲げる者が各1名以上含まれていなければなりません。【法第44条】

- ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ②その法人が事業を行う区域における福祉の実情に通じている者
- ③その法人が施設を設置している場合は、その施設の管理者

【制度改革QA問35、問39-6】

- c 次に掲げる者は、理事になることはできません。【法第44条、施行規則第2条の6の2】

- ①法人
- ②精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③社会福祉法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

d 理事の特殊関係者【法第44条】

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけません。ただし、理事の特殊関係者の上限は3人です。

※理事のうちの各理事と特殊の関係がある者【施行規則第2条の10】

- ①当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ②当該理事の使用人
- ③当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ④前2号に掲げる者の配偶者
- ⑤第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- ⑦第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

e 理事の兼職【法第40条、第44条】

理事は、当該社会福祉法人の監事又は評議員を兼ねることはできませんが、職員を兼ねることはできます。

(ウ) 監事（2名以上）【法第44条、施行規則第2条の11】

a 監事は、毎年定期的に監査を行い、監査報告を作成し、理事に報告する役割を担います。【法第45条の18】

また、理事会への出席義務のほか理事会への報告義務があります。

監事には、法人との委任契約に基づき、善管注意義務が課せられています。

b 監事のうちには、次に掲げる者が各1名以上含まれていなければなりません。【法第44条】

①社会福祉事業について識見を有する者【審査要領第3(1)】

②財務管理について識見を有する者【制度改革QA問37】

c 次に掲げる者は、監事になることはできません。【法第44条、施行規則第2条の6の2】

①法人

②精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③社会福祉法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

d 監事の特殊関係者【法第44条】

監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません。

※監事と特殊の関係がある者【施行規則 第2条の11】

- ①当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ②当該役員の使用人
- ③当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ④前2号に掲げる者の配偶者
- ⑤第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- ⑦当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- ⑧他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- ⑨第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

e 監事の兼職【法第40条、第44条】

監事は、当該社会福祉法人の評議員・理事又は職員を兼ねることはできません。

(3) 法人設立等の意思決定や手続きについて

ア 設立発起人会

法人設立や当該法人が実施する事業に係る意思決定は、理事長就任予定者等の個人によるのではなく、複数の設立発起人が設立者となり、設立発起人で構成する設立発起人会の総意による必要があります。設立発起人会の決定事項には設立後就任する理事の法的責任が生じ得るものが含まれますので、理事就任予定者は必ず設立発起人としてください。

また、設立発起人は、設立代表者を選任し、法人設立に関する一切の権限を委任することができますが、利益相反行為等が生じ得る場合には、併せて特別代理人を選任してください。

なお、設立発起人が事務を遂行する際には、理事と同様の法的責任が生じ得ることとなります。

イ 法人設立の事務手続き【法第31条】

新たに社会福祉法人を設立しようとする場合は、所定の設立認可申請書及び必要事項を所轄庁に提出し、その認可を受ける必要がありますが、高槻市においては、事前に設立認可に係る協議が必要です。高槻市社会福祉法人設立認可審査会において、設立の適否の審査を行いますので、別途社会福祉法人概要書等を作成し、高槻市へ提出していただくこととなります。

なお、法人の設立は、所轄庁に設立認可の申請を行い、その認可を受けた後、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。設立認可を受けた日から2週間以内に登記をする必要があります。

また、設立認可を受けた後にも、所定の事務手続きを行う必要がありますので、留意してください。

ウ 事務手続きを行う担当者

社会福祉法人の設立認可申請に係る書類には、定款のほか、役員や評議員の選任に関するもの、不動産や資金の贈与や貸与に係るもの、資金計画を含む事業計画や施設整備計画に係るもの等、多岐にわたる書類の作成が必要であり、これらは今後の法人運営に大きく影響するものです。

法人設立の事務手続きについては、理事長や施設長等になる予定の方が直接行ってください。

2 社会福祉事業一覧表【法第2条】

(1) 第一種社会福祉事業

- ☐ 生活保護法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 救護施設
 - 更生施設
 - 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- ☐ 生計困難者に対する以下の事業
 - 助葬を行う事業
 - 無利子又は低利で資金を融通する事業
- ☐ 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 乳児院
 - 母子生活支援施設
 - 児童養護施設
 - 障害児入所施設
 - 児童心理治療施設
 - 児童自立支援施設
- ☐ 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 養護老人ホーム
 - 特別養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
- ☐ 障害者総合支援法に規定する次の施設を経営する事業
 - 障害者支援施設
- ☐ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する次の施設を営する事業
 - 女性自立支援施設
 - 授産施設を営する事業

(2) 第二種社会福祉事業

- ☐ 生計困難者に対する以下の事業
 - 住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
 - 無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
 - 無料又は低額な料金で診療を行う事業
 - 無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- ☐ 生活困窮者自立支援法に規定する以下の事業
 - 認定生活困窮者就労訓練事業

- ☐ 児童福祉法に規定する以下の事業
 - 障害児通所支援事業
 - 障害児相談支援事業
 - 児童自立生活援助事業
 - 放課後児童健全育成事業
 - 子育て短期支援事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 養育支援訪問事業
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 一時預かり事業
 - 小規模住居型児童養育事業
 - 小規模保育事業（１０人以上に限る）
 - 病児保育事業
 - 子育て援助活動支援事業
 - 親子再統合支援事業
 - 社会的養護自立支援拠点事業
 - 意見表明等支援事業
 - 妊産婦等生活援助事業
 - 子育て世帯訪問支援事業
 - 児童育成支援拠点事業
 - 親子関係形成支援事業
 - 乳児等通園支援事業
- ☐ 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 助産施設
 - 保育所
 - 児童厚生施設
 - 児童家庭支援センター
 - 里親支援センター
 - 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ☐ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する以下の施設を経営する事業
 - 幼保連携型認定こども園
- ☐ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に規定する以下の事業
 - 養子縁組あっせん事業
- ☐ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の事業
 - 母子家庭日常生活支援事業
 - 父子家庭日常生活支援事業
 - 寡婦日常生活支援事業
- ☐ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 母子・父子福祉施設
- ☐ 老人福祉法に規定する以下の事業
 - 老人居宅介護等事業
 - 老人デイサービス事業

- 老人短期入所事業
- 小規模多機能型居宅介護事業
- 認知症対応型老人共同生活援助事業
- 複合型サービス福祉事業
- 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 老人デイサービスセンター
 - 老人短期入所施設
 - 老人福祉センター
 - 老人介護支援センター
- 障害者総合支援法に規定する以下の事業
 - 障害福祉サービス事業
 - 一般相談支援事業
 - 特定相談支援事業
 - 移動支援事業
- 障害者総合支援法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 地域活動支援センター
 - 福祉ホーム
- 身体障害者福祉法に規定する以下の事業
 - 身体障害者生活訓練等事業
 - 手話通訳事業
 - 介助犬訓練事業
 - 聴導犬訓練事業
 - 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 身体障害者福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 身体障害者福祉センター
 - 補装具製作施設
 - 盲導犬訓練施設
 - 視聴覚障害者情報提供施設
- 知的障害者福祉法に規定する以下の事業
 - 知的障害者の更生相談に応ずる事業
 - 隣保事業
 - 福祉サービス利用援助事業
- 社会福祉事業に関する以下の事業
 - 連絡を行う事業
 - 助成を行う事業

第3 社会福祉法人の設立について

社会福祉法人を設立しようとする場合における法人の事業、資産、組織運営に関する基準や要領は、次のとおりです。

これらは、国（厚生労働省）が、社会福祉法人の認可等について、各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛てに通知しているものです。

1 社会福祉法人審査基準

「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日（最終改正：令和2年12月25日） 障第890号／社援第2618号／老発第794号／児発第908号 各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛て 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）中 別紙1

第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第24条第2項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事

業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を営む法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。
- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
 - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。

- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、（3）は適用されないものであること。

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

（１） 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共

同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援発第0508002号)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会(以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。)にあつては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

(2) その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

(1) 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ① 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)
- ② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)
- ③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

(2) 基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。

なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

- ①社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
 - ②法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
 - ③未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること
- (3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

4 残余財産の帰属

定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

第3 法人の組織運営

1 役員等

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合においては、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第40条第1項及び第44条第1項）。
 - ①法人（同項第1号）
 - ②精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（同項第2号及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条の6の2）
 - ③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）

- ④③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）
- ⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）
- （6） 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

2 評議員

- （1） 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。

- （2） 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。
- （3） 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第40条第2項）。
- （4） 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第40条第4項及び第5項並びに施行規則第2条の7及び第2条の8）。
- （5） 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第40条第3項）。

ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）第4条）。

3 理事

- （1） 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- （2） 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第4項）。
 - ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
 - ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
 - ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）
- （3） 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）
- （4） 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特

殊の関係のある者（以下（４）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の３分の１を超えて含まれてはならないこと（法第４４条第６項及び施行規則第２条の１０）。

ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は３人であること。

- （５） 理事長は、理事会の決定に基づき（法第４５条の１３第２項第１号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること（法第４５条の１６第２項第１号及び第４５条の１７第１項）。
- （６） 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができること（法第４５条の１６第２項第２号）。
- （７） 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を經營する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

4 監事

- （１） 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法第４４条第２項）。
- （２） 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない（法第４４条第５項）。
 - ①社会福祉事業について識見を有する者（同項第１号）
 - ②財務管理について識見を有する者（同項第２号）
- （３） 監事は、２人以上でなければならないこと（法第４４条第３項）
- （４） 監事には、各役員の配偶者又は３親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第４４条第７項及び施行規則第２条の１１）。
- （５） 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

5 会計監査人

- （１） 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと（法第４５条の２第１項）。

また、公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと（同条第３項）。具体的には、公認会計士法第２４条又は第３４条の１１の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。
- （２） 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第２号第１様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が３０億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第３号第１様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が６０億円を超える法人であること（法第３７条及び社会福祉法施行令第１３条の３）。

6 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下（１）において「専門家」という。）を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第５９条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査（法第５６条第１項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成１３年７月２３日雇児発第４８７号・社援発第１２７４号・老発第２７３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の２（４）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

- (2) 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第３４条の２第１項）。また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第４項及び施行規則第２条の５）。
- (3) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）（以下「計算書類等」という。）を定時評議員会の日から２週間前の日から５年間主たる事務所に備え置かなければならないこと（法第４５条の３第１項）。

また、従たる事務所においても３年間備え置かなければならないが（同条２項）、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同項ただし書及び施行規則第２条の５）。

- (4) 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等（以下「財産目録等」という。）を毎会計年度終了後３月以内に、５年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを３年間従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第４５条の３第１項）。

また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第５項及び施行規則第２条の５）。

7 その他

- (1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができること（同項ただし書）。

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること（法第41条第2項）。

- (2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有すること（法第42条第1項）。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること（法第42条第2項）。

- (3) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。

ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。

また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。

- (4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること（法第45条の6第2項）。

- (5) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第45条の3第1項）。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされること（法第45条の3第2項）。

- (6) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと（法第45条の6第3項）。

この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様であること（法第45条の6第4項）。

なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。

- (7) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係る施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

(1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。（例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。）

ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。

①全国を単位として行われる事業

各都道府県において活動している団体を統括する組織が全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。

②地域を限定しないで行われる事業

地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。

③法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り、指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。

④①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

(2) 法人の行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても(1)に準じて判断すること。

(3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、(1)ウに該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、厚生労働大臣に申請させること。

(4) 市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。

ただし、指定都市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとする場合及び(3)の場合を除く。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。

- (5) 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。
- (6) 指定都市の市長が所轄庁となっている都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団の定款変更の認可等に当たっては、指定都市の市長は、都道府県知事との連携を図り、必要に応じて情報の交換に努めること。

2 法人の認可審査の手続

都道府県及び市（以下「都道府県市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部局を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。

3 その他

- (1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実にになった後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。
- (2) 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

第5 その他

- (1) 基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。
- (2) 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。
- (3) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。
- (4) 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、施行規則第9条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと（法第59条）。

また、計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（法第45条の3第1項第4号）のうち施行規則第2条の4第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現

況報告書」という。)並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。

- (5) 法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること(法第59条の2第1項及び施行規則第10条)。なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと(施行規則第10条第3項)。

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること(施行規則第10条第2項)。

なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表又は所轄庁が施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録すること。この場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。

- (6) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

別記第1(略)

社会福祉法人審査基準 資産要件緩和の概要

審査基準「第2 法人の資産 1 資産の所有等(15～17ページ)」の要件緩和

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

施設用地の賃借(民間)を認める

<要件>

- ・地上権又は賃借権の設定、登記
- ・賃借料は無料又は極力低額
- ・長期間の安定的な支払能力

イ 地域活動支援センターを設置する場合

施設用地及び施設の賃借(民間)を認める

<要件>

- ・1,000万円以上の資産
- ・地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成実績
- ・法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして認可所管庁が認めること
- ・一の都道府県区域内で事業実施
- ・原則単体経営(一部事業は併設可)

<併せて行うことができる事業の範囲>

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。)
- ③ 移動支援事業
- ④ 公益事業又は収益事業(所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に限る。)

※障害者総合支援法第5条に規定する共同生活介護又は共同生活援助については、障がい者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば併設可。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

施設用地の賃借(民間)を認める

<要件>

- ・障がい福祉サービス(療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)又は身体障害者社会参加支援施設を営んでいる既存法人
- ・地上権又は賃借権の設定、登記
- ・賃借料が無料又は極力低額
- ・長期間の安定的な支払能力

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

施設用地及び施設の賃借(民間)を認める

<要件>

- ・第一種社会福祉事業又は放課後児童健全育成事業、保育所もしくは障がい福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う既存法人
- ・地上権又は賃借権の設定、登記
※建物の賃貸借契約が10年以上の場合、又は地方住宅公社等の信用力の高い貸主の場合は登記不要。
- ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下、かつ、安定的な財源確保
- ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上

<対象事業>

- ① 障害児通所支援事業所
- ② 児童心理治療施設又は児童自立支援施設(いずれも通所部に限る。)
- ③ 障がい福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)
- ④ 放課後児童健全育成事業所、保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動支援センター

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

施設用地の賃借(民間)を認める

<要件>

- ・地上権又は賃借権の設定、登記
- ※地方住宅公社等の信用力の高い貸主の場合は登記不要。
- ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下、かつ、安定的な財源確保
- ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

施設用地及び施設の賃借(民間)を認める

<要件>

- ・民間からの貸与を受けているサテライト型施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設の定員の合計数の2分の1以下
- ・地上権又は賃借権の設定、登記
- ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下、かつ、安定的な財源確保
- ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

【既設法人の場合】

施設用地及び施設の賃借(民間)を認める

<要件>

- ・第一種社会福祉事業又は放課後児童健全育成事業、保育所もしくは障がい福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う既存法人
- ・地上権又は賃借権の設定、登記
- ※建物の賃貸借契約が10年以上の場合、又は地方住宅公社等の信用力の高い貸主の場合は登記不要。
- ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下、かつ、安定的な財源確保
- ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上

【既設法人以外の場合】

施設用地の賃借(民間)を認める

<要件>

- ・地上権又は賃借権の設定、登記
- ※地方住宅公社等の信用力の高い貸主の場合は登記不要。
- ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下、かつ、安定的な財源確保
- ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

施設用地及び施設の賃借(民間)を認める

<要件>

- ・当該特別養護老人ホーム設置地域が都市部地域(特養施設整備の必要性が高いが土地取得が困難であると市町村が認める地域)
- ・入所施設を営営する既設法人
- ・民間からの貸与を受けている特別養護老人ホームの定員の合計数が、当該法人が設置する入所施設の定員の合計数の2分の1以下
- ・当該特別養護老人ホームが設置される都道府県(隣接する都道府県を含む)において、すでに特別養護老人ホームを営営
- ・地上権又は賃借権の設定、登記
- ※建物の賃貸借期間は30年以上とすること
- ・当該法人の経営状態が安定
- ・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下、かつ、安定的な財源(1,000万円以上に相当する資産)確保
- ・賃借料及びその財源を収支予算書へ適正に計上、かつ、当該法人が賃料を長期的かつ安定的に支払可能であると認められる

社会福祉法人審査基準 資産要件緩和の概要

審査基準「第2 法人の資産 2 資産の区分 (1)基本財産(17～18ページ)」の要件緩和

エ 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合

1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで設立可

＜対象事業＞

- ① 母子家庭居宅介護等事業
- ② 寡婦居宅介護等事業
- ③ 父子家庭居宅介護等事業
- ④ 老人居宅介護等事業
- ⑤ 障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。)

＜要件＞

- ・5年以上の上記①～⑤の事業の経営実績
(NPO法人の場合及び市町村長が法人格取得について推薦をした場合には3年以上で可。)
- ・地方公共団体からの委託、助成又は以下の各法に基づく事業者としての指定
介護保険法：指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者
障害者総合支援法：指定障害福祉サービス事業者
- ・一の都道府県区域内で事業実施
- ・原則単体経営(一部事業は併設可)

＜併せて行うことができる事業の範囲＞

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害児通所支援事業
- ③ 老人デイサービス事業
- ④ 重度障害者等包括支援
- ⑤ 移動支援事業
- ⑥ 地域活動支援センター
- ⑦ 公益事業・収益事業(所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に限る。)

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合

1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで設立可

＜対象事業＞

- ① 認知症対応型共同生活介護事業
- ② 小規模多機能型居宅介護事業
- ③ 複合型サービス福祉事業
- ④ 障害福祉サービス事業(共同生活援助に係るものに限る。)

＜要件＞

- ・5年以上の上記①～④の事業の経営実績
(NPO法人の場合及び市町村長が法人格取得について推薦をした場合には3年以上で可。)
- ・地方公共団体からの委託、助成又は以下の各法に基づく事業者としての指定
介護保険法：指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者
障害者総合支援法：指定障害福祉サービス事業者
児童福祉法：指定障害児通所支援事業者(保育所等訪問支援事業者を除く。)
- ・一の都道府県区域内で事業実施
- ・原則単体経営(一部事業は併設可)

＜併せて行うことができる事業の範囲＞

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 老人デイサービス事業、老人居宅介護事業等
- ③ 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。)
- ④ 障害児通所支援事業
- ⑤ 移動支援事業
- ⑥ 地域活動支援センター
- ⑦ 公益事業・収益事業(所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に限る。)

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合

1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで設立可

＜対象事業＞

- ① 介助犬訓練事業
- ② 聴導犬訓練事業

＜要件＞

- ・5年以上の上記①・②の事業の経営実績
(NPO法人の場合及び市町村長が法人格取得について推薦をした場合には3年以上で可。)
- ・地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託、助成の実績(過去も含む。)
- ・一の都道府県区域内で事業実施
- ・原則単体経営(一部事業は併設可)

＜併せて行うことができる事業の範囲＞

- ① 公益事業・収益事業(所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合に限る。)

2 社会福祉法人審査要領

「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日（最終改正：令和2年3月31日） 障企第59号／社援企第35号／老計第52号／児企第33号 各都道府県、指定都市、中核市各民生部（局）長宛て 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）中 別紙

第1 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業

（1） 社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。

イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。

ウ 事業規模に応じた資産を有すること。

エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の全部が参加することを原則とすること。

オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。

カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。

（2） 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。

イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加していること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、（1）に掲げる各要件を満たすこと。この場合において、（1）エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。

（3） 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることである

が、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。

- (4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（（3）を除く。）
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- (6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- (7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用するような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

3 収益事業

- (1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

- ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合
- (2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
- イ 高利な融資事業
- ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- (3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。
- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合
- (4) (2) 及び (3) の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

第2 法人の資産

- (1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。
- ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。
- イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。
- (3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

- (4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。
- (5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。
- (6) 社会福祉施設を經營しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の經營の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。
- また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。
- (8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、次の場合に限られる。
- ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (11) (8) の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。
- ア 名称
- イ 事業所の所在地
- ウ 資本金等
- エ 事業内容
- オ 役員の数及び代表者の氏名
- カ 従業員の数
- キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ク 保有する理由

ケ 当該株式等の入手日

コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

第3 法人の組織運営

（１） 「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」は、例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当すること。

（２） 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。

ア 社会福祉に関する教育を行う者

イ 社会福祉に関する研究を行う者

ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

（３） 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。

ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

第4 担保提供の承認

（１） 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。

（２） 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込まないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

（３） 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。

（４） 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。

第4 定款の制定について

社会福祉法人を設立しようとする者は、社会福祉法第31条に基づき、定款を以って必要事項を定め、定められた手続きに従い、所轄庁の認可を受けなければなりません。

「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日（最終改正：令和2年12月25日） 障第890号／社援第2618号／老発第794号／児発第908号 各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛て 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）中 別紙2で示されている「社会福祉法人定款例」は、法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載したものです。

なお、定款の記載内容については、定款例の文言に拘束されるものではありませんが、定款において定めることが必要な事項が入っており、その内容が法令に沿ったものであることが必要です。

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

- （イ）障害児入所施設の経営
- （ロ）特別養護老人ホームの経営
- （ハ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

- （イ）老人デイサービス事業の経営
- （ロ）老人介護支援センターの経営
- （ハ）保育所の経営
- （ニ）障害福祉サービス事業の経営
- （ホ）相談支援事業の経営
- （ヘ）移動支援事業の経営
- （ト）地域活動支援センターの経営
- （チ）福祉ホームの経営

（備考）

- （１）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- （２）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- （３）上記記載は、あくまで一例であるので、（１）、（２）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- （４）市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- （１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) までは掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
- (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
- (9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までは掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
- (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
- (13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

（備考）

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

（備考一）

確定数とすることも可能。

（備考二）

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

（備考）

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない

（法第31条第5項）。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（備考）

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

（備考一）

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

（備考二）

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第45条の35、第59条の2第1項第2号）。

第三章 評議員会

（構成）

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

(開催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、（〇月及び）必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

(招集)

第二二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：3分の2以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議

員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び＜会計監査人並びに＞職員

（役員＜及び会計監査人＞の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（１）理事 ○○名以上○○名以内

（２）監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

＜4 この法人に会計監査人を置く。＞

（備考）

（１）理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

（２）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（３）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（４）会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（５）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

＜例＞理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第一六条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

＜例＞

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二一条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについ

ては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

①「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧予算上の予備費の支出

⑨入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟（平方メートル）

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地（平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（備考）

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

（資産の区分）

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益

事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日まで、理事長が作成し、＜例１：理事会の承認、例２：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) ○○業

(2) ○○業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業

(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人○○福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

〃

〃

〃

〃

監 事

〃

評議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成29年4月1日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

第5 法人設立認可にかかる諸手続きについて

※ 法人設立に関する届出様式及び添付書類については「社会福祉法人様式集（設立編）」をご参照ください。

1 法人設立認可書

高槻市で法人の設立が認可されると、法人設立認可書が交付されます。

これによって社会福祉法人の登記が可能になります。法人設立の認可により設立が成立する訳ではなく、社会福祉法第34条に規定するとおり、「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立」します。

従って、社会福祉法人の設立の認可のあった日（認可日、認可書の到達した日）から2週間以内（組合等登記令第3条）に登記をしなければなりません。

なお、法人登記については事前に所轄の登記所と十分相談のうえ、手続きを行ってください。

2 登記

登記事項は組合等登記令によって以下のとおり決められています。

＜登記事項＞

①目的及び業務 公益事業や収益事業を行う法人においてはそれらも登記すること。

②名 称

③事務所の所在場所 従たる事務所を置く法人においてはそれらも登記[※]すること。

④代表権を有する者（理事長）の氏名、住所及び資格

⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

委託事業のみを行う法人で、その事業が終了した場合は解散する旨の規定を定款上に定めている法人は、その規定を登記する必要があります。

⑥資産の総額 設立当初の財産目録に記載された差引純資産額を登記してください。資産の総額については、毎会計年度終了後3か月以内に变更登记を行う必要があります。

※令和4年9月1日より、従たる事務所の所在地における登記義務は廃止。従たる事務所の設置、移転又は廃止など登記事項に変更がある場合は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記を行う必要があります。

（参考：令和4年8月26日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（周知）」）

3 理事会・評議員会（役員等の選任）

法人設立（設立登記）後、定款の規定に基づき、下記のとおり役員等の選任を行ってください。

（1）定款附則に記載された設立当初の理事により理事会を開催し、以下の事項を決議（設立登記後、すみやかに）

① 評議員選任・解任委員会の運営細則の決定

- ② 評議員選任・解任委員〇名の選任
- ③ 評議員選任・解任委員会の招集及び開催の決定
- ④ 評議員候補者の選出

(2) 評議員選任・解任委員会を開催し、評議員〇名を選任

(3) 設立当初の理事により理事会を開催し、以下の事項を決議

- ① 評議員の選任結果の報告
- ② 理事候補者〇名・監事候補者〇名の選出
- ③ 評議員会の招集及び開催の決定

※(2)で評議員が選任されることを条件に(1)の理事会の時点で、「(3)②理事候補者〇名・監事候補者〇名の選出」及び「(3)③ 評議員会の招集及び開催の決定」の決議をすることは可能です。その場合は、(3)の理事会の開催は不要です。

(4) 評議員会を開催し、理事〇名・監事〇名を選任

(5) 理事会を開催し、理事長を選定（評議員会での新役員選任後、すみやかに）

(6) 理事長を登記（理事会で選定されてから2週間以内）

※上記の理事会・評議員会については、それぞれ開催日の1週間以上前までに招集通知を発出する必要があります。

※ただし、理事会については全理事・全監事の同意、評議員会については全評議員の同意があれば招集通知を省略して開催することが可能です。また、招集通知を省略することにより理事会・評議員会を同日に開催することも可能となります。

4 役員等の選任関係書類

定款に基づき役員等の選任を行う際には、役員等の欠格事由等を確認するための書類を備えておいてください。

なお、選任関係書類については、必要書類が法令等により明示されているものではありませんので、以下の書類は、役員等の欠格事由等を確認するために法人が備えることが望ましい書類の例示です。

選任関係書類の様式例等については、「社会福祉法人様式集（運営編）」をご参照ください。

＜必要書類の例示＞

理事・監事 ①役員名簿 ②就任承諾書 ③履歴書 ④誓約書

評議員 ①評議員名簿 ②就任承諾書 ③履歴書 ④誓約書

(注) ※ 就任承諾書に代わって「委嘱状」により、任期と委任関係を明確にすることも可能です。

※ 法務局へ登記される際に「印鑑登録証明書」が必要となることがあります。

【参考】法人登記簿

（１）設立登記時点での法人登記簿（履歴事項全部証明書）の状態

役員に関する事項	大阪府高槻市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事長 〇 〇 〇 〇
資産の総額	金〇〇〇〇万〇〇〇〇円
登記記録に関する事項	設立 令和〇〇年〇月〇日登記

（２）設立後、２回目の理事会（前頁の３（５）の理事会）で理事長が選定された後、登記した法人登記簿

（履歴事項全部証明書）の状態

役員に関する事項	<u>大阪府高槻市〇〇町〇丁目〇番〇号</u> <u>理事長 〇 〇 〇 〇</u>（注） <u>大阪府高槻市〇〇町〇丁目〇番〇号</u> <u>理事長 〇 〇 〇 〇</u> 令和〇〇年〇月〇日重任 令和〇〇年〇月〇日登記
資産の総額	金〇〇〇〇万〇〇〇〇円
登記記録に関する事項	設立 令和〇〇年〇月〇日登記

（注）下線のあるものは抹消事項であることを示す。

５ 財産移転・設立完了報告

設立登記を終えたら、先に締結した贈与契約により、速やかに財産目録記載の財産の移転を行ってください。

法人設立の認可書の交付を受けて１か月以内にそれらの移転の手続きを終え、「法人設立登記及び財産移転完了届」を高槻市長宛てに提出してください。

（「社会福祉法人様式集（設立編）」を参照）

なお、土地等不動産の所有権の移転登記に際しては、施設の所轄庁の証明書（高槻市の場合は「不動産使用証明願」により発行された証明書）を依頼し添付すると、登録免許税が免除されます。

※登録免許税法第４条第２項

「同法別表第３に掲げる登記等については、財務省令で定める書類を添付した場合、登録免許税を課さない。」

①同法別表第３の１０

「社会福祉法第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記」

②財務省令で定める書類

上記適用範囲の要件に該当する旨の所轄庁の証明書。

6 建物の完成・登記

建物が完成したら、表示登記を行ったうえで上記不動産使用証明を請求し、建物の所有権保存登記を行ってください。

7 定款変更届

建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している建物所有権保存登記誓約書に基づき基本財産に編入する手続きを行ってください。

①評議員会で同建物を基本財産に編入し、これに係る定款変更をすることについて議決してください。

②「定款変更届」により、高槻市長宛てに基本財産が増加したこと等の届出をしてください。
(「社会福祉法人様式集(運営編)」を参照)

【法人の運営について】

第6 申請・届出について

1 定款変更認可申請書

- (1) 定款の記載事項を変更する必要がある場合は、事前に申請すること。
(定款変更届で届け出るものを除く。)
- (2) 申請様式及び添付書類については、「社会福祉法人様式集（運営編）」を参照
- (3) 提出部数 2部
- (4) 根拠：社会福祉法第45条の36第2項

2 定款変更届

- (1) 事務所変更、基本財産の増加及び公告方法の変更により定款を変更した場合は、遅滞なく届け出ること。（1と併せて行う場合、1により申請すること。）
- (2) 届出様式及び添付書類については、「社会福祉法人様式集（運営編）」を参照
- (3) 提出部数 1部
- (4) 根拠：社会福祉法第45条の36第4項

3 法人台帳記載事項変更届

- (1) 理事長の変更及び主たる事務所の変更（2により届け出る必要があるものは、2により届け出ること。）
- (2) 届出様式及び添付書類については、「社会福祉法人様式集（運営編）」を参照
- (3) 提出部数 1部
- (4) 根拠：平成29年5月23日付け、本市通知文（下記参照）

※依頼文書（写し）

高 健 福 第 5 8 9 号
平成 2 9 年 5 月 2 3 日

各 社会福祉法人 代表者 様

高槻市健康福祉部福祉指導課長

「社会福祉法人台帳に記載すべき事項」に関する情報提供の依頼について（通知）

平素は本市の健康福祉行政に対し格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

みだしのことについて、社会福祉法施行規則第11条において、所轄庁は社会福祉法人の名称、所在地、代表者の氏名等を記載した社会福祉法人台帳を備えなければならないとされているところです。

本市においては、法人台帳記載事項についてホームページにおいて法人情報として開示することにより、市民への周知を図っているところです。

つきましては、法人情報のうち法人運営に関する重要事項として変更があった際に早急に把握し台帳の変更を行う必要があることから、下記の事項に該当する場合は、別紙様式にて本市へ情報提

供をしていただくよう依頼するものです。

また、変更内容を確認するために各々の事項に応じた添付書類について（届出様式に記載）も、あわせてご提出ください。

なお、これまで法人代表者（理事長等）が変更となった際に届出をいただいております「理事長変更届」につきましては、本通知の発送をもって廃止させていただきます。

【情報提供依頼事項】

- （１）法人代表者（理事長等）に変更があった場合
- （２）主たる事務所の変更があった場合（定款変更届に該当する場合を除く）

４ 基本財産処分承認申請書

- （１）基本財産である土地、建物等の売却又は賃借権の設定等の権利設定等、これらの財産価値に変動をきたす行為を行おうとする場合、事前に高槻市に申請し、承認を受けること。
- （２）申請様式及び添付書類については、「社会福祉法人様式集（運営編）」を参照
 - ※建替えのために取り壊す場合等についても申請すること。
 - ※あわせて、定款変更認可申請をすること。
- （３）提出部数 ２部
- （４）根拠：審査基準及び定款

５ 基本財産担保提供承認申請書

- （１）基本財産である土地、建物等を担保に供しようとするとき（独立行政法人福祉医療機構からの借入れを除く。）は、事前に高槻市に申請し、承認を受けること。
- （２）申請様式及び添付書類については、「社会福祉法人様式集（運営編）」を参照
 - ※独立行政法人福祉医療機構、その他の公的機関以外からの借入れは原則として行わないこと。
- （３）提出部数 ２部
- （４）根拠：審査基準及び定款

６ 民間金融機関からの借入に関する意見書の取扱いについて

民間金融機関から社会福祉施設整備のための資金に対する貸付を受ける場合について、一定の要件を満たし、事前に意見書を届け出た場合には所轄庁の基本財産担保提供承認が不要となります。なお、この取扱いについては、定款にて当該事項に関する規定がなされている必要があります。詳細につきましては福祉指導課へご相談ください。

申請様式及び添付書類については、「社会福祉法人様式集（運営編）」を参照ください。

（参考：平成３１年３月２９日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人の認可について」の別紙２「社会福祉法人定款例」第２９条第１項第３号に係る運用上の留意事項について）

第7 事業運営に係る遵守事項等（制度案内等）

1 利用者（児）の権利擁護

利用者（児）の権利擁護については、経営主体である法人として適切な対処ができるよう、指針の策定や重要事項としての説明により、利用者やその家族へ周知し、運用を徹底することが求められるほか、社会福祉法第82条に規定されているとおり、利用者等からサービスに係る苦情を受け付け、解決することが求められています。

（1）指針の策定等

施設や事業の運営規程又は管理規程における方針の記載、身体拘束廃止等の重要事項説明書への記載、法人内部における指針の策定や職員研修の実施により、利用者（児）の権利擁護の確保に努める必要があります。

（2）苦情解決制度の整備、運用

具体的には、事業者は「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、話し合いによる解決に努めることが必要であるほか、中立・公正な方を「第三者委員」として設置し、苦情解決のために積極的な役割を果たしてもらうようにしてください。

また、苦情解決の仕組みについては、厚生労働省の指針（厚労省通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」）をご参照ください。

なお、利用者と事業者の双方で話し合っても解決できない場合は、大阪府社会福祉協議会に設置されている福祉サービス苦情解決委員会への相談や苦情の申出ができます。

問い合わせ先：大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 〈電話〉(06)6191-3130

2 個人情報の管理

個人情報保護制度の整備、運用

「個人情報の保護に関する法律」及びその関連法令を遵守するため、本市においては、規程を整備し、運用することを求めています。

3 コンプライアンスの確立等

（1）公益通報者保護制度の整備、運用

「公益通報者保護法」及びその関連法令を遵守するため、本市においては、規程を整備し、運用することを求めています。

（2）人権啓発推進員制度の運用

常時使用する従業員数が25人以上の事業所（社会福祉法人は、従業員数にかかわらず必須）には、公正な職員採用選考を確保するため、公正採用選考人権啓発推進員を選任し、人権啓発研修を実施し、所定の報告を行うこととされています。

問い合わせ先：ハローワーク茨木（茨木公共職業安定所） 〈電話〉(072)623-2551
大阪府 商工労働部 雇用推進室 労働環境課 〈電話〉(06)6210-9518

(3) 障がい者雇用率の遵守

常時使用する従業員数が43.5人以上の事業所には、雇用する労働者の2.3%に相当する障がい者を雇用することが義務付けられています。（令和3年3月1日～対象となる事業主の範囲拡大・法定雇用率の引き上げ）

また、雇用義務数より多く障がい者を雇用する事業所に対しては、調整金の支給等の助成制度が設けられています。

問い合わせ先：ハローワーク茨木（茨木公共職業安定所） 〈電話〉（072）623-2551

(4) 福祉サービス第三者評価の受審

事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する事業であり、評価結果は原則公開されます。

当該評価を受審することにより、透明性の向上やサービスの質の向上等の効果が期待されます。

また、当該評価は、運営費の弾力運用の拡大や、一般監査の実施頻度の軽減に係る要件とされているため、受審により自主的な法人経営が期待できることとなります。

問い合わせ先：大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 〈電話〉（06）6944-6663

4 社会福祉法に定める情報の公表について

社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保するため法令により書類等の公表が求められています。（「社会福祉法人の届出及び情報公開項目等一覧①②」

（61～62ページ）を参照）

なお、公表はインターネット（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム、法人のホームページ等）を利用することとされています。

社会福祉法人の届出及び情報公開項目等一覧①

項目	詳細	届出・申請		公表		主たる事務所への備置き	保存
		届出等の事項	届出等の方法	公表の時点等	公表の必要有無・方法		
定款（法31）		・設立時の承認の申請（法31(1)） ・変更の承認の申請（法45の36(2)） ・軽微な変更の場合の届出（法45の36(4)）	書面	・定款について所轄庁の認可を受けたとき ・定款変更について所轄庁の認可を受けたとき ・定款変更の届出を行ったとき	○ インターネット（システム） （法59の2(1)） （規則10(1)）	○ （法34の2(1)）	長期保存（無期限が望ましい）
計算書類等	貸借対照表（法45の27(2)）	法人単位貸借対照表(第三号第一様式) 貸借対照表内訳表(第三号第二様式) 事業区分貸借対照表内訳表(第三号第三様式) 拠点区分貸借対照表(第三号第四様式)	システム	・所轄庁への届出を行ったとき	○ インターネット（システム） （法59の2(1)） （規則10(1)）	○ 定時評議員会の日 の2週間前 の日から5年間 （法45の32(1)）	10年間 （法45の27(4)）
	収支計算書（法45の27(2)）	資金収支計算書 法人単位資金収支計算書(第一号第一様式) 資金収支内訳表(第一号第二様式) 事業区分資金収支内訳表(第一号第三様式) 拠点区分資金収支計算書(第一号第四様式) 事業活動計算書 法人単位事業活動計算書(第二号第一様式) 事業活動内訳表(第二号第二様式) 事業区分事業活動内訳表(第二号第三様式) 拠点区分事業活動計算書(第二号第四様式)					
注記（会計基準第29(1)(4)）	会計基準において計算書類には注記を付すこととされていることから、上記計算書類と同様に届出・公表・備置き・保存を行います。						
計算書類の附属明細書（法45条の27(2)）	借入金明細書(別紙3(①))	・毎会計年度終了後3ヶ月以内の届出（法59(1)）	システム			○ 定時評議員会の日 の2週間前 の日から5年間 （法45の32(1)）	10年間 （法45の27(4)）
	寄附金収益明細書(別紙3(②)) 補助金事業等収益明細書(別紙3(③)) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書(別紙3(④)) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書（別紙3(⑤)） 基本金明細書(別紙3(⑥)) 国庫補助金等特別積立金明細書(別紙3(⑦)) 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書(別紙3(⑧)) 引当金明細書(別紙3(⑨)) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩)) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪)) 積立金・積立資産明細書(別紙3(⑫)) サービス区分間繰入金明細書(別紙3(⑬)) サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書(別紙3(⑭)) 就労支援事業別事業活動明細書(別紙3(⑮)) 就労支援事業製造原価明細書(別紙3(⑯)) 就労支援事業販管費明細書(別紙3(⑰)) 就労支援事業明細書(別紙3(⑱)) 授産事業費用明細書(別紙3(⑲))						
事業報告（法45条の27(2)）		・毎会計年度終了後3ヶ月以内の届出（法59(1)）	システム	—	—	○ 定時評議員会の日 の2週間前 の日から5年間 （法45の32(1)）	—
事業報告の附属明細書(法45条の27(2)）				—	—		—
監査報告（法45条の28）	監事による監査の報告書	・毎会計年度終了後3ヶ月以内の届出（法59(1)）	システム	—	—	○ 定時評議員会の日 の2週間前 の日から5年間 （法45の32(1)）	—
会計監査報告（法45条の28）	会計監査人による監査の報告書(会計監査人を設置する場合のみ作成)			—	—		—

（注） ・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。

・【法】…社会福祉法 【規則】…社会福祉法施行規則 【会計基準】…社会福祉法人会計基準省令
【事務処理基準】…社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準
【入札通知】…社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて

・「備置き」とは…閲覧等の請求の実効性を確保するために備置きが法定されていることから、「備置き」とは、請求があれば容易に閲覧又は謄写等に対応することが可能な状態で保管することと理解できます。

例えば、議事録をファイルに綴り事務所に保管しておくこと 等が考えられます。

社会福祉法人の届出及び情報公開項目等一覧②

項目	詳細	届出・申請		公表		主たる事務所への 備置き	保存
		届出等の事項	届出等の 方法	公表の時点等	公表の必要有 無・方法		
財産目録等	財産目録（法45条の34(1)）	・毎会計年度終了後3ヶ月以内の届出（法59(2)）	システム	—	—	○ 5年間 （法45の34(1)）	○ 5年間 （入札通知）
	役員等名簿（法45条の34(1)）			・所轄庁への届出を行ったとき	○ （システム） （法59の2(1)）	○ 5年間 （法45の34(1)）	—
	報酬等の支給の基準（法45条の34(1)）			・役員等の報酬等について、評議員会の承認を受けたとき ※変更も同様	○ （システム） （法59の2(1)）	○ 5年間 （法45の34(1)）	—
	事業の概要その他省令で定める事項を記載した書類（法45条の34(1)）			・所轄庁への届出を行ったとき	○ （システム） （法59の2(1)）	○ 5年間 （法45の34(1)）	—
	社会福祉充実残額算定シート			—	—	○ 5年間 （法45の34(1)）	○ 10年間 社会福祉充実計画を策定する場合は、計画期間満了後10年間（事務処理基準3(8)）
社会福祉充実計画（法55の2(1)）	社会福祉充実残額がある場合のみ作成	・承認の申請（法55の2(1)） ・変更の承認の申請（法55の3(1)） ・軽微な変更の届出（法55の3(1)）	書面	・申請の承認を受けたとき ・変更の承認を受けたとき ・変更の届出をしたとき	○ （システム） （事務処理基準12(1)）	—	○ 計画期間満了後10年間 （事務処理基準12(3)）
				・社会福祉充実事業に係る実績（毎年度）	○ （法人ホームページ等） （事務処理基準12(2)） ※努力義務	—	—
議事録	評議員会議事録（法45の11(1)）	・所轄庁への報告（法56）	書面	—	—	○ 評議員会の日から10年間 （法45の11(2)）	長期保存 （無期限が望ましい）
	理事会議事録（法45の14(6)）		書面	—	—	○ 理事会の日から10年間 （法45の15(1)）	長期保存 （無期限が望ましい）

（注）・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。

・【法】…社会福祉法 【規則】…社会福祉法施行規則 【会計基準】…社会福祉法人会計基準省令
【事務処理基準】…社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準
【入札通知】…社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて

・「備置き」とは…閲覧等の請求の実効性を確保するために備置きが法定されていることから、「備置き」とは、請求があれば容易に閲覧又は謄写等に対応することが可能な状態で保管することと理解できます。

例えば、議事録をファイルに綴り事務所に保管しておくこと 等が考えられます。

第8 法人運営に係る注意事項について

1 評議員会及び理事会の運営に係る注意事項について

評議員会及び理事会の運営に係る注意事項について、以下のとおり整理しましたので、ご参照いただき、法令及び定款に基づいた適正な運営に努めていただくよう、お願いします。（※「社会福祉法人様式集（運営編）」もあわせてご参照ください。）

【評議員会の招集について】【法第45条の9】

- 1 評議員会の招集は、下記を除き理事が招集します。
 - （1）評議員が、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求した場合で、その請求後遅滞なく招集の手続きが行われないときに、高槻市の許可を得て、請求をした評議員が招集するとき。
 - （2）評議員が、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求した場合、その請求のあった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられないときに、高槻市の許可を得て、請求をした評議員が招集するとき。

- 2 評議員会を招集するには下記の事項を理事会の決議により定め、理事は評議員会の1週間（又は定款に定めた期間の）前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知する必要があります。

なお、電磁的方法で通知する場合には評議員の承諾を得る必要があります。

また、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができます。

- （1）評議員会の日時及び場所
- （2）評議員会の目的である事項がある場合は当該事項（議題）
- （3）評議員会の目的である事項（議題）に係る議案（議題＝議案となる場合は不要。）の概要（議案が確定していない場合はその旨）

【評議員会の決議に関する注意点】【法第45条の9】

- 1 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできません。
- 2 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます。

また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録に

より同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなされます。

【評議員会議事録について】 【法第45条の11】

- 1 評議員会議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。
 - (1) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（テレビ会議等）を含む。）
 - (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 下記について、評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について述べた意見
 - イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される評議員会に出席して述べた辞任の旨及びその理由
 - ウ 会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について述べた意見
 - エ 会計監査人を辞任又は解任された者が、解任後又は辞任後最初に招集される評議員会に出席して辞任の旨及びその理由又は解任について述べた意見
 - オ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めたときの調査の結果
 - カ 監事が、監事の報酬等について述べた意見
 - キ 計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときに、会計監査人が定時評議員会に出席して述べた意見
 - ク 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見
 - (5) 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）
 - (6) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

※ 招集通知を省略した場合、評議員全員の同意があったことを客観的に確認できる書類を保管する必要があります。
- 2 評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合の議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。
 - (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) (1)の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該事項の評議員会への報告があったものとみなされた場合の議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は書面又は電磁的記録により作成し、定款に定める議事録署名人の署名又は記名押印（以下「署名等」という。）を行ってください。

5 評議員会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置くこととされています。

評議員会の決議を省略した場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったと見なされた日から10年間、主たる事務所に備え置くこととされています。

【理事会の招集について】【法第45条の14】

1 理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときはその理事）が招集します。

なお、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その他の理事は招集権者である理事に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができます。この請求があった場合には、請求日から5日以内に、理事会の招集通知（請求日から2週間以内の日に理事会を開催するものである必要がある）が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができます。

2 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出する必要があります。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができます。

なお、理事会の招集通知は、各監事（監事の全員）に対しても発出しなければならないことに留意してください。

【理事会の決議に関する注意点】【法第45条の14】

1 平成28年改正法施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使（書面議決）が認められていたところですが平成28年改正法による改正後においては、理事会における議決は対面（テレビ会議等を含む。）により行うこととされており、改正前の書面議決の取扱いを行うことはできません。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされます。

また、理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しないものとします。ただし、理事長等が、自己の職務の執行状況について理事会に報告するときは、実際に開催された理事会において行う必要があります。

【理事会議事録について】【法第45条の14、15】

- 1 理事会議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（テレビ会議等）を含む。）
 - (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 招集権者以外の理事が、理事会の招集を請求し、招集されたもの
 - イ アによる請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、監事が招集を請求したもの
 - エ ウによる請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したもの
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 下記について、理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア (a)～(c)の競業又は利益相反取引を行った理事による報告
 - (a) 理事が自己または第三者のために社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (b) 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をしようとするとき。
 - (c) 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
 - イ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告
 - ウ 監事が、理事会に出席し、必要があると認めるときに述べた意見
 - (6) 定款で理事長が議事録署名人とされている場合、理事長以外の理事会に出席した理事の氏名
 - (7) 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）

(8) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

※ 招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意についても記載することが望ましい。(又は同意の意思表示の書面の保管)

2 理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた場合の議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項の提案をした理事の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項の理事会への報告を要しないものとされた場合の議事録には、次に掲げる内容を記載する必要があります。

(1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(2) 理事会への報告を要しないものとされた日

(3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 議事録は書面又は電磁的記録により作成し、法又は定款に定める者が署名等を行ってください。

なお、電磁的記録により作成する場合は、署名等を電子署名としてください。

5 理事会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置くこととされています。

理事会の決議を省略した場合は、理事全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を理事会があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置くこととされています。

2 社会福祉充実計画について

社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（社会福祉充実財産※1）を算定しなければならないこととされています。

その結果、社会福祉充実財産が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得た上で、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該財産を計画的かつ有効に再投下していくこととなります。【法第55条の2】

社会福祉充実計画に盛り込むべき社会福祉充実財産の使途については、法人において、第1順位：社会福祉事業、第2順位：地域公益事業（※2）、第3順位：公益事業の順に検討を行い、既存事業の充実又は新規事業の実施（例：職員の処遇改善、新規人材の雇入れ、建物の建替等）に係る費用に活用すべきこととされています。

また、社会福祉充実計画を策定する必要がある法人は、毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に、計算書類等と併せて所轄庁へ申請することが必要です。

※1 社会福祉充実財産は、社会福祉法では「社会福祉充実残額」と規定されています。

※2 地域公益事業とは、社会福祉充実財産を活用して行う事業であって、公益事業のうち、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものをいいます。

次頁の通知および、別冊「社会福祉法人様式集（運営編）」をご参照ください。

雇児発 〇 1 2 4 第 1 号

社援発 〇 1 2 4 第 1 号

老 発 〇 1 2 4 第 1 号

平成 2 9 年 1 月 2 4 日

(最終改正：令和 4 年 1 2 月 2 6 日)

都道府県知事
各 市 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 2 1 号）による改正後の社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 5 5 条の 2 の規定に基づき、平成 2 9 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。

さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。

今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 2 8 年第 1 6 8 号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 2 6 年厚生省令第 2 8 号）第 6 条の 1 3 から第 6 条の 2 2 までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしたので、ご了知の上、社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成 2 9 年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成 2 8 年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるので、ご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たり

よるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

（以下、略）

※社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（様式を含む）については、厚生労働省HPを参照。

3 社会福祉法人の登記事務について

役員等の選任（法人の代表者変更）に関する手続きについて、社会福祉法の改正に伴い「社会福祉法人の登記事務の取扱い」が変更されたほか、役員等の選任に関する必要書類について、所轄庁が所管法人に対して一定の様式を使用するように指導することが出来なくなったため、「社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」（平成29年2月23日付け法務省民商第29号法務省民事局商事課長通知）等をご参照いただき、役員等の選任及び各種登記事務を進めてください。

また、登記の際に必要な様式等については、大阪法務局のホームページ内で紹介されていますので、あわせてご参照ください。

なお、通知の中で「社会福祉法人の登記事務の取扱い」については、下記のとおり記載されています。

「社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」 （抜粋）

第5 社会福祉法人の登記

1 設立の登記

（1）登記すべき事項

社会福祉法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりである。

なお、法において、理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、理事長の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとされた（法第45条の17第1項及び第2項）ことから、社会福祉法人の登記すべき事項のうち、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」が削られた（整備政令第2条，組登令別表）。

ア 目的及び業務（組登令第2条第2項第1号）

イ 名称（同項第2号）

ウ 事務所の所在地（同項第3号）

エ 代表権を有する者の氏名，住所及び資格（同項第4号）

法において、社会福祉法人の理事会は、理事の中から理事長1人を選定しなければならないとされ（法第45条の13第3項），また、理事長の代表権に関する規定（法第45条の17第1項）が定められたことから、社会福祉法人の代表権を有する者は、理事長となる。

したがって、当該理事長を「理事長」の資格で登記することとなる。

オ 解散の事由を定めたときは，その事由（組登令第2条第2項第5号）

カ 資産の総額（同項第6号，別表）

(2) 添付書面

社会福祉法人の設立の登記の申請書の添付書面は、次のとおりである。

ア 定款（組登令第16条第2項）

イ 代表権を有する者の資格を証する書面（同項）

設立当初の理事は、定款で定めなければならない（法第31条第3項）ことから、理事長が理事であることを証する書面としての定款、理事長たる理事が就任を承諾したことを証する書面、理事長を選定した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

ウ 資産の総額を証する書面（組登令第16条第3項）

エ 所轄庁の認可書又はその認証がある謄本（組登令第25条において準用する商登法第19条）

(3) 登記の記録

社会福祉法人の設立に係る登記の記録は、別紙記録例1による。

2 理事長及び理事の登記

(1) 理事長の就任及び理事の退任による変更の登記（施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結後、新たに理事長を選定した場合）

ア 理事長の選定又は理事の退任の時期

改正法の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の任期は、法第45条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされた（改正法附則第14条）ことから、当該理事は、当該定時評議員会の終結により、任期満了に伴い退任する。

そして、当該定時評議員会の決議により、後任の理事が選任されるとともに、後任の理事による理事会の決議により、新たに理事長が選定される。

なお、社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている（法第45条の23第2項）こと、また、毎会計年度終了後3月以内に、各会計年度に係る計算書類等を作成し（法第45条の27第2項）、当該計算書類等について理事会及び定時評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に届け出なければならない（法第59条第1号）ことから、施行日以後最初の定時評議員会については、平成29年6月までに招集されることになる。

したがって、同月末日までに、当該定時評議員会が招集されず、後任の理事が選任されなかった場合であっても、改正法の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の任期は、定時評議員会が開催されるべき日又は期間の末日までとなる（昭和38年5月18日付け民事甲第1356号民事局長回答参照）。

イ 添付書面

社会福祉法人の理事長の就任及び理事の退任による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面（組登令第17条第1項）として、次の書面を添付しなければならない。

(ア) 理事長の就任を証する書面

理事長が理事に選任された定時評議員会の議事録、理事長たる理事が就任を承諾したことを証する書面、理事長を選定した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

また、理事長を選定した理事会に出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事が当該理事会の議事録に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならないが、当該印鑑と変更前の理事が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、当該証明書の添付を要しない（各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号。以下「法登規」という。）第5条において準用する商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「商登規」という。）第61条第6項）。

なお、法において、理事及び理事長の選任機関に関する規定（法第43条第1項及び第45条の13第2項第3号）が定められたため（前記第1の3(1)及び第1の4(1)参照）、理事長の就任による変更を証する書面の一部として、理事又は理事長の選任機関を証するための定款については、添付することを要しない。

ただし、定款で評議員会又は理事会の定足数、決議要件に別段の定めがある場合（前記第1の2(2)ウ及び第1の3(2)ウ参照）、定款で理事会の議事録に署名し、若しくは記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合（前記第1の3(2)エ参照）、又は定款の定めによる理事会の決議の省略（前記第1の3(2)オ参照）により理事長を選定した場合には、これらの定めを証するため、定款をも添付しなければならない（法登規第5条において準用する商登規第61条第1項）。

(イ) 理事の退任を証する書面

改正法の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされている（改正法附則第14条）ことから、当該定時評議員会の議事録がこれに該当する。

ウ 印鑑届書

改正法附則第14条の規定により、定時評議員会の終結によって任期満了に伴い退任した理事のうち、代表権を有する者として登記され、かつ登記所に印鑑を提出していた理事が、後任の理事による理事会の決議により、新たに理事長に選定された場合（提出済みの印鑑を継続して使用する場合には、印鑑届書の提出を要しない）。

エ 登記の記録

社会福祉法人の理事長の就任及び理事の退任による変更に係る登記の記録は、別紙記録例2(1)による。

(2) 代表権の範囲又は制限に関する定めの消滅による変更の登記

改正法附則第14条の規定により、定時評議員会の終結によって任期満了に伴い退任した理事について、代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合には、その退任により、当該定めも消滅する。

したがって、(1)の登記と同時に、代表権の範囲又は制限に関する定めの消滅による変更の登記をしなければならないが、当該変更の登記については、添付書面を要しない。

なお、改正法附則第15条の規定によりなお従前の例によることとされた社会福祉法人の理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記については、なお従前の例によることとされた（整備政令附則第3項）ことから、施行日以後に選定された理事長が就任するまでは、当該変更の登記をすることを要しない。

(3) 理事長の変更の登記（(1)による理事長の就任の登記後に、当該理事長に変更が生じた場合）

(1)による理事長の就任の登記後、当該理事長に変更があった場合における変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面（組登令第17条第1項）として、次の書面を添付しなければならない。

ア 理事長の退任を証する書面

理事長の退任の事由に応じて、評議員会又は理事会の議事録、辞任を証する書面等が該当する。

なお、辞任を証する書面に当該理事長が登記所に提出している印鑑が押印されている場合を除き、当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない（法登規第5条において準用する商登規第61条第8項）。

イ 理事長の就任を証する書面

理事長が理事に選任された評議員会の議事録、理事長たる理事が就任を承諾したことを証する書面、理事長を選定した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことを証する書面が該当する。なお、理事会の議事録に押印した印鑑に係る証明書及び定款の添付の要否については、前記(1)イ(ア)と同様である。

3 資産の総額の変更の登記

(1) 登記期間

社会福祉法人の資産の総額の変更に係る登記期間について、毎事業年度末日から2月以内とされていたが（旧組登令第3条第3項）、同項の改正により、当該末日から3月以内に延長された（整備政令第2条）。

(2) 添付書面

社会福祉法人の資産の総額の変更の登記の申請書の添付書面（組登令第17条第1項）については、従前と同様である。

（３）経過措置

（１）の登記期間の伸長は、平成２８年４月１日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し、同月１日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例によるとされた（整備政令附則第２項）。

以上、法人運営の際の参考としてください。

なお、登記の際に必要な添付書類等に関するお問い合わせは、所轄の法務局までお願いします。